

介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

【認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護】

※ この要件は令和4年10月1日現在のもので、今後、厚生労働省からの通知等があった場合は、要件の内容について見直す場合がありますので、予めご了承ください。

1 施設等区分(認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護)

区 分	基 準
イ(1)認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ) (1日につき)	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市町村に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型サービス基準第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。)であること。 (1)共同生活住居の数が1であること。 (2)指定基準第90条に定める従業者の員数を置いていること。
イ(2)認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ) (1日につき)	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市町村に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型サービス基準第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。)であること。 (1)共同生活住居の数が2以上であること。 (2)指定基準第90条に定める従業者の員数を置いていること。
ロ(1)短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ) (1日につき)	(1)共同生活住居の数が1であること。 (2)当該指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者が、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営について3年以上の経験を有すること。 (3)次のいずれも適合すること。ただし、利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に短期利用認知症対応型共同生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない短期利用認知症対応型共同生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、(一)及び(二)にかかわらず、事業所の共同生活住居ごとに定員を超えて、短期利用認知症対応型共同生活介護を行うことができるものとする。 (一)事業所の共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室等を利用するものであること。 (二)1の共同生活住居において、短期利用認知症対応型共同生活介護を受ける利用者の数は1名とすること。 (4)利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。 (5)短期利用認知症対応型共同生活介護を行うに当たって、十分な知識を有する従業者が確保されていること。 (6)指定基準第90条に定める従業者の員数を置いていること。
ロ(2)短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ) (1日につき)	(1)共同生活住居の数が2以上であること。 (2)「(1)短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)」の施設基準(2)から(6)までに該当すること。

2. 加算

項 目	必 要 書 類
3ユニットの事業所が夜勤職員を2人以上とする場合	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
夜間支援体制加算(Ⅰ)(Ⅱ) (認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④夜間支援体制加算に係る届出書(別紙 34) ⑤資格者証(写)(未提出分) ⑥勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・従業者全員分で作成)
若年性認知症利用者受入加算 (認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
利用者の入院期間中の体制 (認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
看取り介護加算 (認知症対応型共同生活介護)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
医療連携体制加算 (Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ) (認知症対応型共同生活介護)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④医療連携体制加算に係る届出書(別紙 35) ⑤看護師の資格者証(写)(未提出分) 【病院等との連携により看護師を確保する場合】 病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの契約書(写) ⑥重度化した場合の対応に係る指針(看取りに関する指針)(同意を得るための書類を含む)
認知症専門ケア加算(Ⅰ)(Ⅱ) (認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④認知症介護実践リーダー研修又は認知症介護指導者養成研修修了証の写し ⑤認知症専門ケア加算に係る届出書(別紙 26)
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ) (認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙 12-6) ⑤誓約書(加算用)
科学的介護推進体制加算 (認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ◆介護職員処遇改善加算届出書一式
介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)(Ⅱ)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ◆介護職員等特定処遇改善加算届出書一式
介護職員等ベースアップ等支援加算	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ◆介護職員等ベースアップ等支援加算届出書一式